

選挙

■郵便等投票制度

選挙の際、自宅で郵便等による投票をすることができます。

■対象…① 身体障害の方で該当する方

● 身体障害の方

- i) 両下肢(両足)、体幹、移動機能障害で1級又は2級の身体障害者手帳を所持している方
- ii) 内部(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)障害で1級又は3級の身体障害者手帳を所持している方
- iii) 内部(肝臓・免疫)障害で1級から3級の身体障害者手帳を所持している方

● 戦傷病者

- i) 両下肢(両足)又は体幹機能障害で、その障害の程度が戦傷病者手帳に特別項症から第2項症までである者として記載されている方
- ii) 内臓(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓)障害で、その障害の程度が戦傷病者手帳に特別項症から第3項症までである者として記載されている方

② 介護保険法上の要介護者で要介護状態区分が「要介護5」の方

③ 代理記載ができる方(※)

(※)①の郵便等投票ができる方で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている方や戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである者と記載されている方

■手続…郵便等投票証明書(①及び③に該当の方は7年間有効。②に該当の方は被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで有効。)の交付を受け、各選挙ごとにこの証明書を提示して投票用紙等を請求してください。

■点字投票・代理投票

目の不自由な方は、点字で投票できます。点字器は投票所又は期日前投票所に用意してあります。体が不自由等の理由で字を書くことが出来ない方は、投票所又は期日前投票所にて補助の係員が付き添い、代筆させることができます。

■指定施設での不在者投票

不在者投票をすることができる施設として指定を受けた病院や老人保健施設、老人ホーム等に入院・入所中の方は、その病院・施設にて不在者投票をすることができます。詳しくは病院・施設か選挙管理委員会におたずねください。

■窓口…磐田市選挙管理委員会 電話:0538-37-4803